

【1. 減免の対象】

減額の対象としては、障害・精神・療育手帳所持者のみとする。

【2. 使用料及び減免】（条例第4条、第6条）

自動車（一時利用）

使用料（単位 円）		
入場から30分まで	入場から30分を超え8時間まで30分につき	
無料	通常額	障害者額
	100	50

備考 上表の使用料にかかわらず、入場から8時間を超え24時間まで1,500円とする。ただし、障害者にとっては、750円とする。

自動二輪車及び原動機付自転車（一時利用）

使用料（単位 円）			
入場から1時間まで	種 別	入場から1時間を超え24時間まで	
		通常額	障害者額
無料	自動二輪車	400	200
	原動機付自転車	300	150

自動車（定期利用）

定期券（単位 円）			
駐車場の階	期間	通常額	障害者額
屋上階	1箇月	12,000	6,000
上記以外の階		15,000	7,500

自動二輪車及び原動機付自転車（定期利用）

定期券（単位 円）			
種 別	期間	通常額	障害者額
自動二輪車	1箇月	6,000	3,000
原動機付自転車		4,000	2,000

回数券（自動車、自動二輪車及び原動機付自転車）

回数券（単位 円）		
種類	通常額	障害者額
100円券11枚つづり	1,000	550
100円券120枚つづり	10,000	6,000

※ 上表は購入額であって、障害者が回数券を使用し出庫する場合は、料金精算機に表示された額を納めていただく。